

平成29年度 東京都税制調査会
第1回小委員会 議事録

日 時 平成29年6月15日(木) 午前10時00分～
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

平成29年度 東京都税制調査会第1回小委員会

平成29年6月15日(木) 10:00~12:05

都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

【波戸税制調査課長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから平成29年度第1回小委員会を開催させていただきます。

初めに、本日の資料を確認させていただきます。お手元の一番左側、上から順に「第1回小委員会次第」「座席表」「小委員会委員名簿」「東京都税制調査会委員名簿」でございます。

その右側ですが、上から資料1「平成29年度検討事項等について(第1回総会決定)」、資料2「平成29年度東京都税制調査会小委員会の議題(案)」、資料3「平成29年度第1回小委員会の論点」、資料4から資料6が個人所得課税に関する資料、資料7「個人事業税に関する資料」、そして資料8、資料9でございます。その他は参考資料となっております。

また、皆様の机の上に置かせていただきましたファイルには、「諮問文」及び「平成28年度答申」等がつづつてございます。

それでは、この後の進行につきましては諸富小委員長をお願いいたします。

【諸富小委員長】 おはようございます。では、私のほうで議事に入らせていただきます。

初めに、今年度の小委員会の議題について、事務局から説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【波戸税制調査課長】 それでは、今年度の小委員会の議題について御説明をさせていただきます。

初めに資料1「平成29年度検討事項等について(第1回総会決定)」をごらんください。

検討事項の1点目は、直面する税制上の諸課題に関することございまして、ふるさと納税を含む個人所得課税、地方消費税、資産課税などを具体的な検討内容として挙げております。

2点目は、真の地方自治の確立に向けた税財政制度等に関することございまして、総体としての地方税財源の拡充と安定的な地方税体系のあり方等を検討内容としております。

これらの検討事項について御審議いただき、本年10月を目途に答申を取りまとめさせていただければと存じます。

続きまして、資料2をごらんください。こちらは第1回総会で御決定いただいた今年度の検討事項等を踏まえまして、各回の議題と今後の予定を記載したものでございます。今年度の小委員会は、本日を第1回といたしまして、10月開催予定の答申案審議のための総会までの間に5回の開催を考えてございます。

本日、第1回小委員会では個人所得課税、個人事業税の課税方式の見直し、第2回では地方消費税の清算基準、地方財政調整制度、環境税制について、第3回では資産課税等について御審議いただきたいと考えております。

さらに第4回、第5回では答申案文について御審議いただいた上で、小委員会としての答申案を取りまとめさせていただきますと考えております。

なお、こちらにお示ししましたテーマ等は今後、追加や変更を行う場合がございますことをあらかじめ御了承いただきたいと思います。

また、小委員会の議事につきましては、運営要領第3の1の規定によりまして、原則公開とさせていただきます。ただし、答申案の審議を行う第4回、第5回は答申公表後に議事録等を公開いたしますが、議事については非公開とさせていただきます。

説明は以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

今、御説明いただきました本年度の進め方と議題について何か御意見はございますでしょうか。特にございませんでしたら、この案のとおり進めさせていただきたいと思います。

そうしましたら、これより本日御検討いただく審議に入っていきたいと思います。

1点目の議題は、個人所得課税についてということになりまして、具体的に1番目、社会保障制度を安定的に持続させるための国民負担のあり方、それから、2番目としまして控除制度の見直しということになります。

それでは、社会保障制度を安定的に持続させるための国民負担のあり方、それから、控除制度見直しについて事務局から論点及び資料の説明をお願いいたします。

【波戸税制調査課長】 お手元の資料3「平成29年度第1回小委員会の論点」をごらんください。

「(1) 個人所得課税について」です。現在、個人所得課税改革については、所得再分配機能の強化、低所得者や若年者の社会保険料負担の軽減、公平な税・社会保険料負担による格差是正の観点から検討が進められております。

そこで、1つ目の論点として、社会保障制度を安定的に持続させるための国民負担のあり方について、税と社会保険料を合わせた負担のあり方、世代間における負担の公平性等について御審議をお願いいたします。

また、論点の2つ目として、税と社会保険料を合わせた負担調整の仕組みの観点から、控除制度の見直しについて御審議をお願いいたします。審議はこの2つを一緒に行い、その後、③のふるさと納税をお願いしたいと考えております。

それでは、資料4「社会保障制度を安定的に持続させるための国民負担のあり方」をごらんください。本日はポイントとなる資料及び事前説明時から追加や修正をさせていただきました資料を中心に御説明をさせていただきます。

まず3ページをお開きいただければと思います。こちらは社会保障給付費と社会保障財源の推移となっております。公費負担額が年々増え続けており、2014年時点では約45兆円となっております。

5ページをお開きください。東京都の社会保障にかかる費用の将来推計についてです。年間およそ300億円から400億円のペースで増加をしており、今後20年間で増加額の累計はおよそ9.5兆円になることが見込まれております。

8ページをごらんください。こちらの資料につきましては、事前説明時から差しかわっている資料となります。社会保険料の負担構造を示したグラフとなっております。社会保険の負担構造は、所得が高いほど負担率が低くなり、逆進性を有していることがわかります。

9ページをごらんください。過去20年間における収入階層別に見た税・社会保険料の負担割合の変化についてです。税や社会保険料を合わせた負担の上昇幅は、中・低所得者層ほど大きくなっております。また、社会保険料は全区分において負担率が上昇しておりますが、中でも所得が低いほど負担率の上昇幅が大きくなる傾向にあることがわかります。

10ページをお開きください。現役世代においては、税に比べ社会保険料の負担が大きくなっております。また、現役世代はネット負担超となる一方で、高齢者は年金給付を中心としてネット受益超となっております。

11ページは、平成28年度の東京都税制調査会の答申となっております。下から2つ目のポツに、この関係の記載がございます。「現行の社会保障制度を維持する財源の多くは公債依存を通じて将来世代に負担を先送りしており、その額はさらに増大することが見込まれる。このような状況は、国・地方の財政状況にとっても、社会保障制度の持続可能性から見ても問題である」また「税と社会保険料のそれぞれの負担構造を検討し、それらを合わせた負担のあり方や世代間における負担の公平性について総合的に検討すべきである」としております。

12ページは、社会保障制度改革国民会議の報告書の税と社会保険料の役割分担の抜粋となっております。

13ページ、国民負担率の国際比較となっております。国民負担率はアメリカを除き、他の国よりも低い状況であります。国民負担に財政赤字を加えた潜在的国民負担率は49.4%となっております。

14ページをお開きください。OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係についてです。現行の日本の特徴は、中福祉・低負担であることがわかります。

16～17ページにつきましては、社会保険料の額ないし率の推移となっております。

その他は参考資料でございます。

駆け足ではございますが、資料4の説明は以上となります。

続きまして資料5をごらんください。控除制度の見直しについてとなっております。

1ページをお開きください。個人所得税改革の方向性として現在行われている議論をまとめた資料となっております。方向性としましては、所得控除の整理合理化と税と社会保険料を合わせた負担調整の仕組みの構築がございしますが、今回は税と社会保険料を合わせた負担調整の仕組みの構築に焦点を当てて、税額控除制度の導入、また、給付付き税額控除の導入について御議論をいただきたいと存じます。

2ページをお開きください。与党税制改正大綱の個人所得税改革に係る部分の抜粋でございます。現行の所得控除方式は、高所得者ほど税負担の軽減効果が大きいことから、諸外国における税負担の調整の仕組みも参考にしつつ、来年度の税制改正において控除方式のあり方について検討を進めるとしております。

5ページをお開きください。個人所得税改革における個人住民税の留意点について、平成27年11月、政府税制調査会の論点整理をまとめたものでございます。個人住民税については、地方公共団体が提供する行政サービスの財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえまして、納税義務者の減少を招かないように留意する必要があるとともに、社会保障制度の適用基準に個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられていることから、社会保障制度との整合性も念頭に置いて制度を検討していく必要がございます。

続きまして、7ページをお開きください。平成28年度の東京都税制調査会答申の抜粋となっております。所得課税におきましては、高所得者ほど控除額が大きくなる現行の所得控除を再編するとともに、税額控除を積極的に導入するべきであるとしております。また、給付付き税額控除につきましては、所得控除の適用額に満たない所得の者にとっては、控除制度の効果を活用し切れない場合がある一方、税額控除の残余が生じた場合に同額を給付する給付付き税額控除は、低所得者ほど軽減効果が大きくなり、課税対象外の者にも控除の効果が及ぶとしており、今後、導入の是非について検討を行っていくべきであるとしております。

12ページをお開きください。こちらは給付付き税額控除の制度設計における具体的な論点について、事務局で取りまとめた資料となっております。今回、課題について5つの視点で整理を行っております。

1つ目は、政策目的の明確化です。

2つ目は、既存の社会保障制度や税制との整合です。

3つ目は、所得の正確な捕捉についてです。所得が課税最低限以下の場合や多額の分離課税の所得を有する場合の把握が難しいという問題がございます。

4つ目は、不正受給の防止。

最後に執行機関と関係機関における情報共有のあり方について挙げさせていただいております。

国税当局は、課税最低限以下の者の所得の申告情報や、年末調整で課税が完結する個々の給与所得者の情報を共有していないことから、地方自治体と各種データをいかに連携して共有するかが課題となっております。

次に13ページをごらんください。給付付き税額控除制度導入の前提として不可欠な基盤となるマイナンバーですが、現在の交付率は全国で8.4%となっております。

説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がございました論点及び資料について御質問、御意見がございましたらいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

では宮本先生から口火を切っていただいでよろしいですか。

【宮本委員】 中央大学の宮本でございます。

しばらく出席できないでいたので口火を切りにくかったのですけれども、この問題、つまり税・社会保険料の割合であるとか、社会保障との連携という問題は、実は東京都でこのことを議論するのが大変重要なのではないかと考えております。一般的にはこれは国の問題ではないかと受け取られるところもあるわけなのですが、今、御説明があったように、日本は税金が大変上げにくくて、どうしても社会保険料に頼りがちであるところが大変逆進的であって、特に若い世代の流入が続く東京都においては、その若い世代の活力を阻害しかねないという現実がございます。

さらに言うならば、今日、再分配といったときに現金で給付をするということではなくて、サービス給付で子育てや介護を支援するという形の再分配であるわけでございまして、そうなってくると、そうしたサービスを担う自治体のイニシアチブというものが大変大きくなってくる。さらに言うならば、これも事務局からの資料にありましたけれども、日本は租税負担率が大変低いわけですが、にもかかわらず、大変税負担が重いという声が大きくて、要するに税金というのは返ってくるものだと思われていない。返ってくるというのは何か税務署が間違えたとか、そういう話になってしまうわけでありまして、返ってこない税金にしては負担が重いという話になっているわけです。

国の消費増税があったわけですが、8%でまだフルに入ってきていませんが、8兆円ほどの国税収入の中で還元感を感じられる部分、子ども・子育てで7,000億ということで、その他、充実分を合わせても8兆円の中で1兆5,000億くらいであって、ほかは借金の返済に充てられてしまうというところで、なかなか実感を得ることができない。それに対して地方の税の循環を通して、税というのは税務署の間違いでなくて返ってくるんだということを広く住民が感じることができるなら、それは恐らく納税者が税というものに対する認識を新たにしていって第一歩になるのではないかと。まさにこの2つの意味で、つまり再分配がサービス給付を通して人々をアクティブにすることによって行われるということと、それから、日本の税金観のもとで、まず自治体の税の循環が非常に重要になっている。この2点において大変この場でこの議論を行っていることが大事になってくる。

それと同時に東京都においてこの議論を進めていくのは、なおのこと重要である。と申しますのも、東京都は2050年にかけて、大体2053年に日本全体の人口が1億を切るわけですが、東京都はその段階でも大体2005年の人口規模を維持するわけです。1,280万人くらいを維持するわけでありまして。しかし、その中身を見てみると、他府県からの若い世代の流入にもかかわらず、社会増にもかかわらず、自然減は非常に大きくなっている。要するに人がどんどん生まれてこないところに若者が流入してくることをもって、ブラックホールなどという非常に不名誉な言い方もされているわけです。したがって、脱ブラックホールという観点からも、ここで子供を産み育てやすい、もちろん介護離職等の問題もありますけれども、そういう環境サービス給付を通して整備をして、アクティブな福祉都市を実現していく意味というのは、日本全体にとって非常に大きいということでありまして。

さらに言うならば、それはわかっているのだけれども、特別区等なかなか保育所の増設等が進まない。これはなぜかという、もう一つのポイントがございまして、それは保育需要のピークというのは2017年くらいから来ているのではないかと。この先、保育所をつくっても、あるいは保育所を増員しても施設が余り、人手が余るのではないかと捉まえる方がありまして。したがって、区長さんを初め首長さんたち

は、逡巡をしているというところがございます。しかし、これは2050年型の1億人社会を考えたときに、そのようなハコモノ的な保育サービス観からいち早く脱却しなければいけない。つまり、これからは子供が減るからこそ、より少ない子供の数で高齢社会を支えていかなければいけないわけです。2053年型の1億人社会では、この前、日本が1億人だったのは1967年ですけれども、そのときは生産年齢人口と高齢人口の比が10対1だったわけですが、今度の1億人社会ではそれが1対1になるわけです。これがしばしば肩車社会と言われるわけですが、肩車というのは余りに楽観的な見方であって、今、高齢世代は認知症で単身化で低所得で低年金。若い世代は非正規で教育訓練の対象にすらならない。女性はどんどん仕事をやめてしまう。こういう中でスポーツで言うならば肩車ではなくて、自分の体重の2倍も3倍もの荷を負わなければいけない。いわば重量挙げでございます。重量挙げ社会、特に東京が重量挙げ社会になっていくとするならば、それは保育を単なるハコモノと考えるのではなくて、より強い力で高齢社会を支えていけるような就学前教育の質がなおのこと問われてくる。ところが今、先ほど申し上げたように子供が減るからこそ、ちょっと様子見だということが口には出さないにしても、潜在的にはあるわけであります。

ここで、先ほど申し上げたサービス給付を通しての再分配を本格的に行うためには、保育の質、特に就学前教育としての質が決定的に重要になってくるということです。例えばスウェーデンでは、地方所得税が直接にサービスに結びついて、それが税金に対する信頼というものを拡大しているというところがございます。そういう意味では東京がこうした税の循環をいち早く実現し、これはお還元という言い方をしましたけれども、ある意味では投資ですらあるわけです。その投資的な増税とも言うべきもの、日本人の多くの税金からすると、何のこともわからないというところすらあるわけですが、これを丁寧に説明しながら、同時に国よりは循環を多くの納税者が感じやすい構造があるんだということにも確信を持ちつつ、議論を進めていくべきではないかと思えます。

ちょっと長くなりましたので、給付付き税額等についてはまた別に発言したいと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

皆様ほかにもございますでしょうか。

私から宮本先生に質問ですが、今、国の戦略としては納税者の実感が湧かないといえますか、自分たちがサービスをしっかり受けているという便益を享受しているのだということがないために、税に対する重税感がぬぐえないという御指摘だったと思うのですが、今の御指摘はそうすると2017年を超えてピークになるという、恐らく区長さんたちの考え方とは別に、今後の人口構造を考えるとさらに就学前、特に就学前の児童の子供たちに対する支援、子育て支援と強調されましたけれども、そこはむしろ充実させていくべきである。それを通じて、特にそれは自治体の役割であって、まず自分たちは確実に自治体を通じて公的な形で便益を受けている、支えられているんだという実感を納税者にしてもらうようなサービスに注力していくことが、ひいては納税ということに対する信頼を得ることができる非常に近道なんだという理解でよろしいですか。

あと、保険料と税の関係についても御指摘がございましたけれども、保険料の逆進性ということについては言及されましたが、ここで何か税と保険料の関係、特に地方税はどうするのかという点については、何か特段コメントはございますでしょうか。

【宮本委員】 以前ここでお話をさせていただいたときに、私自身は地方法人二税の応益性ということも主張させていただきまして、一般的にこれは応能性というところで議論されがちなのですが、企業にとっても実は子育て、介護等でそうした環境が整っていくというのは、いわば先ほど申し上げたように人的資本への投資ということがございまして、大変有利な条件。特に東京のようなクリエイティブな都市という環境整備が大事なところでは、それが企業にとっては大変有利な環境になる、グローバルな経済の中では有利な環境になるはずなのですが、個人もまた税金に期待しないのと同じように、企業もまた税金に期待しない。全部自分のところで

教育訓練等を背負い込もうとするわけです。したがって、外部労働市場もできないし、なかなか適材適所の流動化も進まないというところがございます。そういう意味では地方税全体にとって今、申し上げたような税金観の転換というものが大事。企業にとっても、個人にとっても大事なのではないかと。

社会保険ですけれども、これは先ほど申し上げたように、1つは今後のいわゆる税と社会保障の一体改革が頓挫とまでは言わないまでも、非常に難航しているところからもうかがえるように、税金、特に消費税を1%上げると政権が倒れかねないけれども、保険料ならば1%上げてもスルーされる。それは税に比べれば還元感があるということだと思っております。したがって、保険料に頼ると言うことが続いて、1990年に租税負担率が27%で、社会保険料負担率が10%だったのが、8%の消費増税があった後も平成28年度で租税負担率が26%、下がっているわけです。社会保険料負担率が17.8と7.8も上がっているわけでございます。これが先ほど申し上げたように、若い世代にとっては非常に厳しい状況を形づくっているという面があります。

したがって、先ほど申し上げたような税金観の転換を地方自治体が行っていくことが大事なのでございますけれども、ここでやや少しペンディングというか注釈を加えますと、今、こども保険の話が出てきています。これも背景をたどると教育国債の話と対抗的のところもあって、そのあたり、私は政治学なのでございますけれども、政治学的にはちょっと興味を持たれるところなのですが、それはさておき、日本の社会保険料というのは、日本は御存じのように1961年に皆保険、皆年金を実現したわけでございます。東アジアの国々ほどこまめなことができないし、当時の日本の経済状況を考えると、ビスマルク型の社会保険というのはできようがなかったわけです。にもかかわらず、やった。それはどうしてかという、今の協会けんぽ、かつての政官健保だとか、国保だとか見ればわかるように、相当な税の投入があるわけです。それで負担力のない人を下支えして、社会保険を成り立たせるということをやってきた。

これは見方によってはハイブリッド型の社会保険、つまり税と保険料を一体にして、そして社会保険の連帯というものを何とか実現する。ただ、これは非常に両義的でありまして、そういう形で社会保険の連帯を実現する面と同時に、誰が誰を支えているのか、税と保険料がどういうふうに入っているのか迷宮のような状態になって、制度に対する信頼そのものが薄れていく。つまりはもし社会保険ということ、これは都道府県としてどう考えるかということがありますけれども、バランスを考えていくとするならば、私はハイブリッド型の社会保険というのはありだろうと思っています。ただ、先ほど言ったように何よりも大切なのは、住民、納税者が制度に対する信頼というものを育てていく。今ほとんどの世論調査でいわばショバ代的、みかじめ料的な税金としては高いけれども、しかし、返ってくるならばもっと負担をするという答えが圧倒的であるわけございまして、その可能性を引き出していくのはむしろ国よりも都道府県、東京都の可能性のほうが高い。そこを考えると先ほど申し上げたように、社会保険ということについても1つありだとは思いますが、税に力点を置いた構造を追求するべきではないかと思っております。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。会長、お願いします。

【池上会長】 今、宮本委員から税と社会保険料の関係についてお話をいただきました。個人的な意見になりますが、昨年の秋に社会政策学会というところに呼ばれまして共通論題で話をさせていただきました。税と社会保険料の関係について議論するという話です。そこで社会保険の制度を改めて調べてみたところ、今、宮本委員が言われたとおり名前は社会保険なのですが、相当税が投入されている。いわゆる公費が投入されております。それについて社会保険を主張しておられる方も余り違和感を持っていないで、要するにお金が来れば何でもいいたと。ただし、社会保険という形式は大事なんだという議論をされる方が結構多いのです。それから、いまハイブリッド型と言われましたが、形式として社会保険というものを続けていくことについては、恐らく国民あるいは住民の中でも、いま言われたとおり、税というのはどこに行ってしまうかわからないけれども、社会

保険というのは何となく自分に返ってくるのではないかと思っている人がいます。ただし、社会保険という形式はとっていても、そこに公費という名前でも税金が入ってくる。もしくは実は社会保険料という形でとられているお金も、拠出金という形でほかの保険を支えているということになると、保険は実は保険ではなくて、税のような保険もあるということです。形式は形式として置いておきながら、実態としては租税もしくは税的なもので支えざるを得ないという実態が非常に強くなってきていると私も実感しております。

そういう意味で言うと、我々もそうですが、社会保険料というのは正規労働者の場合であれば、収入の15%ぐらいは自動的に先ほどの話で言うと従業者負担という形で引かれておりますので、そういうかなり重い負担を負っているにもかかわらず、税に比べてとりやすいのはなぜだろうということも考えるわけです。しかし、資料4の8ページで、これは政府税調で財務省が説明した図だと思います。個人所得税の議論をしているときに社会保険料は逆進的だという議論が政府税調でもあったようですので、それを説明するためにつくられた資料だと思います。これを見たときに、個人所得課税というものをこれからしっかりやっていかなければいけないんだということについて、政府税調レベルではかなりコンセンサスが得られてきている論点だと思いますので、そういう視点から地方税、特にここでは個人住民税ということになるわけですが、そういうものの充実を図ることを1つの原則として掲げるのがよろしいのかなと私は思っております。

【諸富小委員長】 池上会長の今の最後の御提案というのは、むしろ住民税を場合によっては引き上げて、地方税収として今度は宮本委員の御意見にもかえていくと、地方の公共サービスを拡充していくという道を考える。

【池上会長】 充実という言い方を今、しましたけれども、もちろん充実というやり方には課税ベースの問題と税率の問題と両方あるわけです。そのどちらかということについてまだ申し上げておりませんが、昨年度までの答申としての課税ベースの拡大といいますか、控除の見直しなども含めて主に議論していたと思いますので、まずはそちらのほうが優先課題なのかなと思っております。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかの皆様ございますでしょうか。では関口委員、お願いします。

【関口委員】 きょういただいた資料4の14ページの財制審の資料を見つつ、先ほど宮本委員がおっしゃったことに沿って言いますと、基本的に給付面での不信感があればあるほど、負担面での再分配、というか累進性を追求する傾向があるということが言えると思います。税と社会保険料を合わせた負担のあり方を議論する際も、都税調の範囲からすると外れる部分だとは思いますが、まずは給付面での再分配的なものをどう捉えるかというのが出発点にある。もしも給付面での再分配がなかなかできないという場合には、税と社会保険料を合わせた負担という意味でも、ある意味、再分配を強く意識する形で両者の負担をとらえることになるのだろうと思います。

この委員会は負担面の話になると思うので、負担面に論点を絞ると、保険料方式をとるか否かという論点もあるのですけれども、もしも保険料方式をとるとすれば、まずもって各社会保険制度のほうの保険料の負担の仕方、つまり分立している状態のものを一本化して比例的なものにするぐらいのスタンスというのは、あっていいことだろうと思います。

そのときに問題になるのは、やはり自営業の方々の所得の捕捉とか、そういった所得、資産の捕捉がなかなかできない、難しいという部分です。それは先ほどのデータの共有とか、マイナンバーとかである程度は今までよりはよくなるものの、自営業に関してはやはりそれらでも限界がある。そのような難しさはありながらも、社会保険制度のほうで整理する面としては、分立している状況をなるべく一本化するということです。これは、長い間での課題でもあり、今後も考えていく方向性としてはあってほしいなと思います。

そういった形で一本化した上で、社会保険内部で負担の累進性を追求するかということのも、そもそもの論点としてはあると思うのです。もしも社会保険料の負担面で比例でいくというふうになれば、今度は税制との関係で、

税制のほうで負担面での再分配的なものを強化するような仕組み方というのがあるだろうというふうに、全体像としては考えます。

先ほどの保険料との関係で、税調で議論した資料4の8ページ目の部分というのは、第1に社会保険の内部で再分配的な調整をしている、つまり、拠出面でも調整しているし、給付面でも調整をしているというのがあり、第2に税制の面では社会保険料控除というものがあって、それらをトータルで見ると逆進的になっているという感じになっている。仕分けが難しいのですが、社会保険料と社会保険の給付のほうの議論をどういうスタンスで捉えるかによって、税制としてどういう姿で捉えるかを議論する必要がある。国税としてもそうですし、地方税としてもそうだと思うのですけれども、社会保険・社会保障の姿によって税制がどういう姿で臨むのかというのが変わってくるというのがあるので、議論が非常にしにくいというのがあります。

少なくとも自営業の方々に関する取扱いというのは、きょう話になる所得税に関しても問題になると思いますし、社会保険料に関しても問題になると思います。同様に、きょう2つ目の論点となっている個人事業税も、これは関係してくるところです。ですので、自営業の方々への対応というのは、何らか議論をするところだと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。税と保険料の関係を関口先生に整理していただいたかと思います。

制度の統合ももちろん御指摘のように大事なのですが、社会保険料特有の構造として関口先生が今、御指摘になったように、自営業者の方々あるいは農業の方々を含めて、なかなか所得捕捉が難しいということがよく理由になって、社会保険料はどうしても定額でとる、あるいは平等割、均等割とも呼ばれますけれども、これはよくなぜこういうものが入っているのかということ突き詰めていくと、結局、説明文書では所得捕捉ができないからだ。だから定額なり何なり均等でもばっととってしまうというのがどうしても残っていくのが1つ。これは所得税だろうが保険料だろうが、どちらも直面する問題なのですけれども、これは保険料の大きな特徴です。

もう一つは所得の上のほうの人たちです。上限が画されるので、これは財務省の資料なり税調の資料なのでしょうが、資料4の8ページの関口先生も御指摘いただいた負担構造ですけれども、支払保険料が、これは所得は幾らなのでしょうね。所得は書いていませんが、年収のある一定のところですと右肩上がりに上っていったものが水平になるところがありますけれども、これがいわゆる保険固有の論理で、受益に対して過度な負担を所得の上のほうの人にしないという論理らしいのですが、上限が画されてしまうことによって黒の実線で年収分の支払保険料という率をとっていくと、そのところからずっと逆進的に負担率が下がっていくという構造が出てしまうという、2つの要因から保険料というのは極めて逆進的になってしまうという面があります。

ですからここは議題の範囲の外になってしまうのですけれども、保険料が本来、所得比例で上のほうまでずっといけば問題なくなるのですが、こういう論理がある限り、保険料を改正していただかないとしようがないのですけれども、これは保険料固有の論理で、それは所得上限を画するのは保険たるゆえんなので、それはできないんだと言われてしまえば、残っていくことにどうしてもなってしまう。そうであれば委員の皆様方が先ほどから議論されているように、保険料に頼る部分をこれ以上、引き上げない。むしろ所得比例でやっている住民税、これは池上会長も御指摘されたところですが、住民税の負担というものに置きかえていくというのでしょうか、自治体が、これは宮本委員の御指摘のようにサービス給付をちゃんとやって、それを所得比例の住民税でファイナンスしていくというものに切りかえていくことによって、この逆進構造から逃れていくことも考えられないわけではない。つまり保険料の裏負担としての税金投入ということでは、自治体が得た税収でもってダイレクトに自治体が現物給付していくというスタイルのほうがいいのではないかと先生方、委員の皆様方の御意見を聞いてみると、私はそういう感想を持ちました。

ほかにございますでしょうか。高端委員、よろしく申し上げます。

【高端委員】 今までのお話を踏まえて、おおむね3点ぐらいになると思うのですが、なるべく早く申し上げたいと思います。

関口委員の御指摘のとおり、社会保障制度というか、要は出すほうをどうするかということのを抜きに税や社会保険料の負担のあり方を考えるということは、おのずから負担の重い、軽いをどう調整しましょうかという議論しかできないような話に近くなってしまいますので、はっきり言ってしまうとやや不毛な感があるということで、私も意見を申し上げにくいなと思って聞いていました。

例えばですけれども、委員の皆様御承知のことを申し上げるわけですが、例えば年金制度の基礎年金部分の改革をどうするのかなどによって、例えば税制改革も全く違うものになるはずですし、あるいは宮本委員がおっしゃったように現物給付にシフトしていく、しっかりやっていくということになるのだったら、またそれに対する負担のあり方というのも全然違うものを構想しなければいけなくなるわけです。そういう議論はここではやりませんということであれば、社会保険制度にもう少し税金を入れて、低所得者の負担軽減を図りましょうとか、税額控除でちょこちょこ所得再分配機能を強化しましょうという話しかできないことになってしまうというのがきょうの話だと思います。

2つ目に、これはややもって小さいコメントなのですが、例えば資料4の10ページに年齢階層別の受益負担構造というものがある、これは御承知のように、こういう意味での世代間の受益と負担の不公平みたいなことが常に言われるわけですが、私は常々こういうデータの見せ方には非常に違和感を感じています。

高齢世代の受益が大きくなるというのは、同時点で年齢階層別にとれば当たり前の話で、当然、年金を受け取り、75歳を超えたら現役世代の数倍の医療ニーズが出てくるわけだから、医療の給付だって当然集中しますし、そういうものに対して例えば年金、医療それぞれ違うロジックで社会保険制度のもとで現役世代が報酬比例で負担をしているわけです。それを年金では世代間の連帯みたいなことで実質的な賦課方式でやっているわけで、それを否定するのですかと。既に2004年の年金改革で、どんどん厚生年金も国民年金も保険料は上限を固定した上で給付は削っていく方向になっているのですけれども、これ以上、世代間の不公平を言って、もっと下げていくんですかという話ですし、医療については先ほど申し上げたとおり、当然、お年寄りは大変だよねという話なのですが、なぜこういう見せ方をするのかなというのは常に疑問に思います。

その関連で言うと、これは私が知る限り1960年代ぐらいから常々厚労省関連の審議会とかいろいろな政策論議の場に出てくるわけですが、保険料が引き上がってくるときには特に医療サービス受給者の自己負担の上げとか、あるいは年金の給付の受取りのほうの給付の抑制を言うときに、常に受益と負担の公平という話が出るわけです。つまり保険料は上がっている。サービスから受益していないけれども、保険料を負担させられている人たちの負担が上がっているのだから、例えば医療サービスを受けている人の自己負担も上げるべきだみたいな論理がよく言われるのですが、それって全くおかしい話ですよ。つまり保険の原理を否定している話で、例えば自動車保険に加入していて、自動車の事故を起こさなかったから給付がなくて、でも給付がないと怒る人はいないわけです。つまり医療保険で保険料を払っているから、自分にいざ何かあったときにそのリスクがカバーされるから社会保険の意味があるわけで、保険料を負担する時点でサービスを受けていなくても受益しているわけです。そういう意味で世代間の不公平論というのは、誇張や事実誤認をはらむ議論だと思っております。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

石田委員、お願いいたします。

【石田委員】 今ちょうどお話が出たところで、ヨーロッパのデンマークとか高福祉の国は、将来自分に入ってくるから今、負担してもいいですよという発想がある。先ほど委員おっしゃったように、資料4の世代間の公

平で高齢者の負担がふえていくというのは余り強調するのはどうかと思うのです。将来のための社会保険で一生懸命年金も払うし、年をとれば病気もするし、それが返ってくるからヨーロッパでは働いている世代が負担するのもしようがないと思って負担している。将来、返ってくるから負担しているわけです。だからこういう図を余り出すと本当に今、中間の働き世代、30代、40代、50代というのは教育にはお金がかかるし、自分は病気をしない。将来、年金はもらえないのに負担ばかり多いと感じているわけです。ですからやはりそういう人たちが今、負担しているけれども、将来、返ってくるよというようなサジェスションが必要ではないかと思うのです。

それから、先ほど自営業者の所得の捕捉の話が出ていたのですけれども、確かに自営業者の所得捕捉は前から言われていますが、捕捉率は以前よりもっと捕捉できていると思うのです。今、現金取引が減っていますよね。ほとんど銀行で取引されていますから。だから前ほどそれはないと思うのですけれども、逆に資産、配当利子、それはやはり把握できていなくて、一概に自営業者のことだけは強調しないほうがいいのではないかと思っています。

現にきのう聞いた日本政策金融公庫の話だと、今、東京都内でも自営業者の半分ぐらいは後継者に引き継ぐのではなくてやめる。規制改革後、どんどん大企業に飲み込まれて、小企業は後継者がいない、経営が厳しい状況でやめていく。自営業者の捕捉率を余り言うてしまうとますます厳しいのではないかと思います。現に今、社会保険の負担が多くなっているの、従業員5人未満のところは会社では強制加入でも加入できないでいる。ですから余り自営業者のことを責めた書き方はしないでいただきたいというのが、すみません、実務家の立場からこんな勝手なことを言って申しわけないのですが、その辺を配慮していただけたらと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。関口委員、どうぞ。

【関口委員】 自営業の方のお話が出たので誤解がないように申し上げておきたいのですが、自営業の方は従来、所得捕捉が困難だから定額でいきましょうという形の議論をしてきたのですが、所得捕捉がある程度できるのであれば、みんな同じ制度に入って比例の負担をするというスタンスが考えられるのではないかということでも申し上げたのが1点目で、2点目は、いろいろな形の自営業のスタイルが出てきているので、従来型の自営業のスタイルもあるでしょうし、新しい形の自営業というところもあると思うので、そういった中間的な形態の職種のところに関する部分も議論には上ってくるのではないかという意味で、特に強化をするとか、そういう意味で申し上げたのではないかと申し上げておきたいと思います。

【池上会長】 控除もきょうは議論しておいたほうがいいと思います。

【諸富小委員長】 そうですね。今、会長が御指摘いただいたように、社会保障のほうにたくさんの御意見をいただいたのですが、控除に関して余り確かに御意見が出なかったのが、資料5についても御意見がございましたら。

では宮本委員、よろしくお願ひします。

【宮本委員】 控除の話、特に給付付き税額控除の話の前に、今、高端委員を初め、幾つか御指摘のあった点についても若干、触発されてコメントをさせていただきたいのですが、基本的によくある、日本は高齢者に給付が集中して、若者が搾取されているという過度に単純化された議論に慎重になるというのは大賛成であります。恐らく日本ほど世代間の不公平ということばかり議論されるところも珍しいかなと思います。

自分自身、若干かかわった社会保障制度改革国民会議の答申も、そんな単純な議論をしたとは思っていないのですが、要するに世代ごとの負担というものを負担能力別の負担に転換していくということ、あそこでも強調しているわけで、それが何かまた気がついてみると高端委員が御指摘になったような議論のパターンになってしまう。ただ、ここは何でそういう議論が出がちかということも少し踏まえていくべきなのかなと思います。

といいますのも、一般的に考えれば再分配は垂直的な再分配、つまり豊かな層から貧しい層へというのももち

ろんあって、これがよくロビンフット効果とか言われるわけですが、それよりも水平的な再分配。社会保障というのは大きなピギーバンクといいますか、豚の貯金箱みたいなもので、若いときに余裕があるときに入れておいて、それを年をとったらちゃんと出す。でも1人ずつの豚の貯金箱だと幾つまで生きるかわからないから、少し大きく社会全体でやりましょうというのが社会保障だったはずなのですから、そういう意味では世代間の不公平ということがここまでクローズアップするのは不自然なのですが、やはり日本の場合は今の高齢世代も実は非常に階層的にさまざまであって、特に東京都の場合、2030年くらいには男性単身世帯主が35%ぐらいになって、ここは相当程度が困窮層になっていくということなので、東京都であるからこそ、そうした高齢世代の中での貧困、特にこれからマクロ経済スライドがワークしていくと非常に厳しいことになっていくわけで、そこはちゃんと対応していくべきだと思うのですが、話を戻すと、なぜ世代間の不公平ということがクローズアップされるかという、水平的な再分配のはずなのだけれども、今の若い世代が高齢世代が経験しなかったような非常に多様な社会的なリスク、新しいリスクに一気に直面している。そのいわば不安感、焦燥感みたいなものが非常に強いというところは十分、くみ上げなければいけないのかなと思います。これは恐らく高端委員の議論と矛盾することではないと思います。

そう考えてみると、先ほどの社会保障と税の関係ですが、これまで社会保障というのは防貧である。税というのは救貧である。社会保障というのはみんな保険料を払うことができる余裕のある人たちが相互に連帯する仕組みで、その条件がない人々を救うのが税だという言い方をしてきたわけです。特に先ほど池上会長もおっしゃったように、プロパーほどその構造が頭に張りついていて、これに異を唱えようとすごく怒られたりするのですが、ただ、社会保障そのものがハイブリッド型であったことからもうかがえるように、実は支える側、支えられる側、余裕のある人の社会保障、余裕のない人の税という構図はもともとそんなきれいであったわけではないし、今は余計そういう支える、支えられるの二分法というのは成り立たなくなっているわけです。それを考えていくと先ほど関口委員からも御意見があったように、まず1つは保険料の減免なんかを進めながらという方向もあるのですが、これはわかりにくい。そこで恐らく、ここでようやく税額控除の話になるのですが、税額控除などが活用される条件があるのかなと思います。

給付付き税額控除というのは一体改革の3党合意にも書き込まれているわけでありまして、超党派的な合意のはずなのですから、なかなかこれが実現しない。まずこれは諸富小委員長はこの専門家なので、釈迦に説法でお恥ずかしいのですが、給付付き税額控除というのは例えばアメリカで1975年に導入されたときは、これはいわばIn-work povertyといいますか、働いているのに豊かになれない層、アメリカはそういう意味では福祉が薄かった分、問題先進国、課題先進国みたいなところがあって、いち早くEarned Income Tax Creditという形で給付付き税額控除を入れた。これは導入されたときに労働ボーナスと言われていたわけです。つまり低所得の人たちは放っておけば公的扶助に行ってしまう。でも、ここに補完型の所得保障をする。働いているのだけれども、例えば所得が10万円くらいになってしまう。これでは暮らしていけないから生活保護に行くのではなくて、ここに例えば4割くらいの給付を上積みしていく。14万円にしていく。そうすると単身ならば何とかぎりぎりそれで生活できる可能性が出てくる、そういう代替型の所得保障ではなくて補完型の所得保障として導入されていく。

こうした意味での給付付き税額控除、これは恐らく寡聞にして自治体がこれを住民税に関してやったというのは、これまで例としてあるのでしょうか。恐らく非常にチャレンジングだと思うのですが、そういう形で東京都がまずそうした制度をつくっていくことは大変興味深い。と申しますのも、国の段階では給付付き税額控除が動いていく可能性は行政学的に非常に弱い。なぜならば、厚労省が何が悲しくて所得保障を財務省に委ねるのか。財務省は何が悲しくて金がないのに給付をするんだということになっているわけで、両方とも絶対に動かないわけです。それを考えたときに都道府県が住民税に関して部分的にも入れていくというのは非常にチャレン

ジングで、先ほど申し上げたような都道府県の特に東京都の課題に照らしても非常に価値のあることなのかなと思います。

そして、支える、支えられるの二分法を越えていく。みんなが支えられて、そして支える活動もしていくという税制にもなるのかなと思います。

【諸富小委員長】 吉村委員、どうぞ。

【吉村委員】 給付付き税額控除の話になりますと、やはり把握というか捕捉をどうするかという話。これは先ほどお話に出たような正しく申告しているかという問題ではなくて、本当にこれまで申告していなかった方々も含めて把握しないと望ましい給付ができないという問題になっていきますので、結局、今までの行政規模を前提にしてその制度を回そうとすると、到底無理が出るということになってくるかと思っています。

3党合意の話が今出て、簡易な給付措置か給付付き税額控除か軽減税率かということで、簡易な給付措置がしばらく行われていますけれども、そちらでも事務手数料で結局、予算措置した額の結構な割合が使われてしまうということで批判がありましたが、なかなか給付付き税額控除をつくるというときに実際に制度をつくって、そのための財源として用意したもののうち、どれだけが返っていくのかということも、システム的にどれぐらいコストをかけずにできるのかということが、検討が必要になってくるのかなと思います。

その意味では本当はいわゆる経済学者の方が議論されているような、本当に完璧なものを追求するというよりは、ある程度簡易なもので考えていくほうが、コストをかけずに給付としてちゃんと効果を感じられるという方向で望ましいのではないかというふうに個人的には思っているのですけれども、3党合意の選択肢でとられなかったというか、少なくとも10%引上げ段階での措置としてはとられないということになりそうです。10%引き上げられるかわかりませんが、そういうことですので、その意味で給付をどうするかという議論はもう少し本来はすべきだったのだろうなと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

宮本委員から都道府県レベルというか自治体レベルにおける給付付き税額控除をどういう形にするのかということについての問題がありますけれども、御提案をいただきました。また、吉村委員からは3党合意等の経緯から、あれは定額ですかね。簡素な給付というのは結局、所得捕捉をするのは大変なので、一律の額だったかと思いますが、簡素な形であれ、何らかの形でできないか。ちょうど何回前かわかりませんが、土居委員からも昨年度、同様に都で何らかの形の給付付き税額控除があり得るのか、そういうことを想定した場合の実務上の行政課題について整理をしてほしいみたいなことのコメントもございました。ですので果たして私の知る限りで自治体単独でやっている事例というのは知らないのですけれども、ひょっとしたら調べてみるとあるかもしれません。自治体レベルでできるということで考えると所得捕捉の問題や、所得を総合的に捉えることが可能かどうか。特に金融所得関係も含めて総合的に所得を捕捉できるかどうかという問題ももちろんあるのですけれども、提案としては委員の複数の方々に関心を持たれているテーマかと思います。ありがとうございます。

そろそろ時間ですので、まだ御意見がこの点についてございますかもしれませんが、一旦ここでこのテーマについては終わりとさせていただきます。

そうしましたら、次に3点目でふるさと納税について、事務局から論点及び資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【波戸税制調査課長】 それでは、次に資料6をごらんください。

これまでも都税調において、ふるさと納税は受益と負担の関係をゆがめる制度であるという点について御提言いただいておりますが、昨今、返礼品を目的とした寄附の増加や高額所得者優遇の制度であるなど、さまざまな問題が顕在化する中、ふるさと納税制度のあり方について今回、御審議をいただければと思います。

まず簡単に資料の説明をさせていただきます。5ページをお開きください。28年度の全国の控除額のグラフ

となっております。およそ1,002億円となっております。特例控除額の上限上げや確定申告が不要となるワンストップ特例制度が創設されるなど、こういった制度改正が行われたことから、27年度から28年度にかけて約5倍強ふえております。

6ページをお開きください。こちらは28年度の都道府県民税と市町村民税を合わせた東京都の控除額となっております。263億円でございます。

8ページをごらんください。こちらはふるさと納税が地方団体に与える影響を整理した資料となっております。下段が地方団体別の受入れ額が多い団体の上位10団体となっております。全国を受入れ額が1,653億円なのですが、この17%に当たる288億円がこの10団体での受入れ額となっております。

11ページをお開きください。ふるさと納税の募集や受入れに係る経費の表となっております。受入れ額1,653億円のうち、ほぼ半数の793億円が返礼品の調達に当たる費用、また、事務費となっております。

12ページは給与収入別ふるさと納税額の目安となっております。2,000円を除き全額が所得税及び個人住民税から控除される額の上限を示した表となっております。

15ページをお開きください。ことし3月に総務省が知事会を通じて各都道府県に対して実施したアンケート結果を取りまとめた資料となっております。ふるさと納税の趣旨を評価する意見がある一方、税収減が住民サービスの提供に影響を生じさせるなど、財政に負の影響を与えているなどといった意見が寄せられております。

事務局からの説明は以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

これについては昨年度の答申でもふるさと納税については触れておりましたけれども、特に企業に対するふるさと納税というのは制度も創設されましたし、去年取り上げたことについて報道も結構行われましたし、それ以降、総務省での制度見直しという議論も出てまいりまして、随分ふるさと納税についてはこの間、議論がなされたかと思えます。先ほどの保険料や所得税の話とは少し違ってダイレクトに自治体にかかわることですし、それから、昨年度、総会の場合でも特別区長会の西川委員から、区においてどれぐらい減収に結果としてなっているのかという御発言もございました。都及び区にとっても随分大きな影響をもたらすふるさと納税制度ですが、皆様からぜひさまざまな御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

では、吉村委員、よろしく願いいたします。

【吉村委員】 ふるさと納税に関しては既に問題点、有識者の意見を含めて公表されたものがありますけれども、やはりもともとの経緯としては、より偏在の少ない地方税制というものをどのように実現していくかという中で、ある意味、ごまかしというか時間稼ぎの形で導入されたという経緯があったかと思えます。その意味で、それから大分時間もたちまして、かなり偏在是正という観点からの地方税改革というのに進められてきていますし、東京都としても少し発信を強めていくというのは1つあるべき姿なのかなと思います。

ただの感想ですけれども、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。星野委員、よろしく願いします。

【星野委員】 ふるさと納税を議論するとき、そもそも問題点と現状は返礼品の問題点というものがある、現状の返礼品の問題点がかかなりクローズアップされていると思えますけれども、そもそも税の原則に対してふるさと納税というものはどういう問題点があるかというのも、この調査会でも提言を出しているところだと思いますが、その現状ということと、そもそも論というところを分けて、そもそもどうかということについてきちんと発信をしていくことも大事ではないかと思っております。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

【池上会長】 今、星野委員から御指摘いただきましたとおり、昨年度の答申でも既にその点には触れております。これは先ほどもありましたね。資料6の13ページに昨年度の答申の抜粋を載せていただいておりますけれども、いわゆる返礼品問題についてはいろいろな方が指摘をされておまして、総務省でもそれはやり過ぎはよくない。自分でやらせておいて、やり過ぎはよくないと言うのもどうかと思うのですが、そういうことを書かれている。しかし、アンダーラインを引いていただいたところ、「しかも個人住民税は」というのがいわゆるそもそも論となりますが、受益と負担の関係をゆがめる制度だろうということをごここではっきり書いております。地方税の原則の1つである応益原則にもともと反する制度であることをここでは書いています。では、だからどうしろということについては、そこまで踏み込んではいませんが、これも皆さんの御意見次第ということになるわけです。先ほど資料の中で18ページのところは東京財団で出された意見のようですけども、ここでアンダーラインを引いてあります。一番下のほうに書いてありますが、「早急に、現行の寄付税制と同じレベルに戻し」ということで、要するにふるさと納税を廃止しろということ。この制度をなくせとはっきり書かれています。そういう意見も当然あり得るわけですし、皆さんの御意見次第だと思いますが、何らかの具体的な提言ができるのかなということについては、御意見をいただければと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

宮本委員、よろしくお願ひします。

【宮本委員】 全くよく知らない分野ではあるのですけれども、皆さんがお考えになっている最中ということで、恐らくこの制度というのは建前と実態が非常に大きく乖離をしているということで、東京都のみならず、地方でもこの制度を活用する人たちも多いわけでありまして、東京都がこれで都民が税額控除の恩恵にあずかっているだけだということではないと思うのですけれども、ただ、先ほど会長からお話にあったように、こういう制度は見直すべきだ、という恐らくそういう判断は非常に根拠があると思うのですが、しかし、もう少し積極的な形で公正的に見直すといえますか、といえますもの1990年代半ばぐらいまでは、都民の中で特に働き盛りの30代、40代前半くらいの世代で東京以外で生まれたという人が半分を超えていたのです。それが今は東京以外のところで生まれた人は、その世代は3割くらいになっていて、要するにふるさとがなくなってきた。そのときに東京が、みんな東京生まれだし、東京都のことだけ考えているということではなくて、もう少し地方に積極的な関心を持ちつつ、例えば2拠点居住のような形で、もう一つの生活の基盤を持つようなライフスタイルを模索してもいいのではないかと。地方創生の今の形とか、日本版CCRC、都民に介護移住を迫るようなアプローチというのは私は感心しないのですけれども、しかし、地域居住的な、都民がどこか広く日本の地方に関心を持ち続けるというのは非常に大事なことである。何かそういう関心を育むような仕組みを提案しつつ見直していくことになるのかなと思います。非常に漠然とした話で申しわけございません。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

池上会長、どうぞ。

【池上会長】 今、宮本委員のお話を伺っている間に思い出したのですが、この制度はいわゆる全国一律の制度です。そういうところが実は問題でして、全国一律の制度で地方税が減っていくことを奨励するという制度になっております。

そういう意味では、例えば東京都だったら東京都がどう考えているかということに基づいて東京都が決められない、という制度になっているところが1つ大きな問題です。ですから分捕り合戦みたいになってしまうわけです。となりますと、東京都自身、あるいは別に東京都でなくてもいいのですが、全国のそれぞれ住民が住んでいる団体の住民税ですので、その寄附金控除といえますか、控除制度について、地方の団体が例えばうちの団体はこの制度に乗らないとか、あるいは別な形でやるとか、そういう選択肢を出していくことはあり得ると思うのです。

これは地方税法という形で国が決めたものですから、地方はこの制度から逃れられないというのが現状です。それがいいのかという問題です。そういう意味で言うと、例えば東京だったら東京都が他団体に対する寄附についてどう考えるかということ東京都自身が考えて制度を組み直す。そういうことをお互いの団体がそれぞれやっていく。都道府県でも市町村でもいいのですが、そういうことをやるのであれば、それぞれの首長のご意見があり、あるいは議会で審議されていくわけですから、それなりに納得の得られる制度がつけられるのではないかと。そこに国が入ってくるから話が地域間対立のようなことになってしまうので、そこを組み直すというのも1つのやり方かなと、今思いつきました。

【諸富小委員長】 総務省がつくる制度ではなくて、自治体それぞれが提案していく寄附制度となるかどうかですね。宮本委員からも御指摘がありましたように、もう少しポジティブな、つまりもともとはこの資料が載っている背景というのは、そもそもこの制度は寄附ではなくなっているのではないかと。寄附する人が2,000円をさらに負担すれば、実際に5割程度の返礼品が返ってくるということであれば、実際には寄附を決める個人にとっては相当なプラスになる。なのでこれだけ伸びてきたのでしょうし、いろいろなサイトができています。ですので、こんな返礼品、すばらしい返礼品を提供できますみたいなところを見て、全然ふるさとの概念とは関係のない形になっている。

それから、控除です。所得税上は高額所得者が得をする仕組みともなっているというあたりで、いろいろな意味でこの制度が本来、寄附をうたうのであれば、本来的に寄附になっていないのではないかと。もう少し、本来、寄附としての寄附文化といいたいまいしょうか、もう少し真っ当な寄附文化を育てるような制度にしていけないかという意図があるのです。そういう中で本来的な寄附、つまり返礼品狙いで寄附をしていく、あるいは所得税の負担を減らしたいという高額所得者の要望に応える制度とは違う本来的な意味での寄附というものを育てるにはどうするかというのを、むしろ都税調の立場から発信をしていくことが確かに必要かもしれません。そういう中で現在の寄附のあり方というのは、寄附という名前がついているけれども、全然寄附になっていないのではないかと。

それから、本来、寄附する人の良心とか、いい意図で、いい意味で地方を応援したいというものは少しずつ来てはいないでしょうかという問題を発信。では具体的な検討はなかなか難しいかもしれませんが、池上会長からは総務省の制度、全国一律とは違って、例えば各都道府県が考える地方独自の寄附制度というものがあるのではないか。少し御示唆をいただきましたけれども、そのようなところでとりあえずきょうの御意見、よろしいでしょうか。答申を練っていく段階でまた機会があると思いますので、御意見をいただければと思います。

そうしましたら、以上でふるさと納税については一旦ここで議論をとめさせていただきます、続きまして個人事業税の議題に移っていきたく思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

【百澤税制調査担当課長】 それでは、資料7をごらんください。

個人事業税におきましては、課税対象となる業種が地方税法に限定列挙されていることに伴いまして、納税者に不公平が生じる場合があるという点ですとか、実務上も業種認定の負担が極めて大きいという点を踏まえまして、制度のあり方について御審議願えればと思います。

まずは1ページをお開きください。こちら個人事業税の概要でございます。個人事業税ですけれども、事業に担税力を見出して事業そのものを課税客体として課するいわゆる物税でございます。

2段目、納税義務者ですけれども、法定業種を行う個人とさせていただきます。

一番下、税收規模でございますが、東京都では約500億円。対象者は約17万人でございます。

続きまして、2ページをお開きください。こちらは個人事業税の対象となる70業種でございます。第1種事業は商工業等の営業でございます、事業税の前身の営業税から続く事業でございます。第2種事業は原始産業

でございますが、農業・林業は非課税とされてございます。第3種事業は自由業で、専門的な資格や技能を必要とする事業でございます。

このうち第2種事業と第3種事業の一部につきまして、担税力に配慮する観点から税率が軽減されてございます。

3ページでございます。こちらは法人の事業税との差異をお示したものでございます。中ほど、法人事業税の課税客体でございますが、法人が行う事業の全てとされているのに対しまして、その下の個人事業税の課税客体ですけれども、これは大手業種に限定されているという状況でございます。

4ページでございます。こちらは実務におきまして課税の認定を行う際の流れをお示したものでございます。対象となる所得につきまして、事業税の対象たる事業性があるかどうかということをもまず認定いたします。その後、第1種、第2種、第3種のどれに当たるか認定いたしまして、その種類において対象となる業種、当てはめられる業種があるかどうかを判断して、課税もしくは課税対象外ということを確認するという流れになってございます。

5ページでございます。こちらは個人事業税の沿革をお示したものでございます。昭和23年に前身の営業税から課税対象を拡大する形で事業税が創設されてございます。その際の依命通達によりますと、「あらゆる事業を課税の対象とするため、新たに事業税を設けることとした」というふうにされてございます。その後、若干業種の追加、除外はございましたけれども、平成19年改正以降、業種の追加等はございません。

6ページでございます。こちらは対象業種の限定列举方式による課題をお示したものでございます。まずは業種として列举されていないために事業性があるにもかかわらず、課税されない業種があるという点でございます。例えば文筆業については、一般的に事業性があるケースが多いと思われまじけれども、業種としては当てはめられないということから課税されていないという現状がございます。

また、2点目、就業形態が多様化、複雑化していることにより、実務において対象業種の認定が困難になっているという点でございます。例えばペット関連業では、本来、人に対する事業を当てはめられるのかどうかということを個別に判断しなくてはならないということから、実務上も大きな負担となっているところでございます。また、こうした判断が都道府県ごとに異なるというケースも多く、税の信頼性を損なうことにもつながりかねないといった状況となっております。

7ページでございます。こちらはこうした課題に対する東京都及び全国知事会の意見でございます。東京都におきましては、現行の限定列举方式を見直して、事業所得または不動産所得を有する全ての事業を課税対象にするよう求めています。全国知事会も現行の限定列举方式を見直して、課税の仕組みを抜本的に検討するよう求めているところでございます。

個人事業税に関する説明は以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今の資料7につきまして皆様の御質問、御意見がございましたらいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

吉村委員、よろしく申し上げます。

【吉村委員】 個人事業税について、やはり線引きは難しい、特に対象事業を列举するというたてつけになっているので、なかなか線引きは難しいということがあると思うのですけれども、一方で個人住民税に加えて、その事業部分に上乗せをしているという面があります。過去にその点を争った裁判例等でも、その点は趣旨・目的は違うんだということで一応、説明をしているということもありますし、総務省としても多分そういう説明でこれまで制度を維持してきたのだらうなとは思っております。つまり事業があつて、公共施設を利用しているからこそ、応益的に税の負担をお願いするという面があつたかと思っております。

その意味で、ここで挙げられているものが生活者として負担している個人住民税に加えて、応益的な観点から税負担をお願いするものとどまるのか、それ以外も含めて拾っていくという形で本当に列挙はやめる事業という形で、全ての事業所得的なものを広く拾っていくというところまで考えていくのかというのは、少し議論の性格が変わってくるかなと思っています。特に一番悩ましいのは農業の問題があるかと思います。戦後の改革期においても、当時は価格統制があったというのが1つ理由として掲げられておりますけれども、なかなか過去ずっと対象とされていなかった農業はそのまま手をつけないのかということも、1つ問題として残るでしょうし、全て広げていくつもりなのか、それともこういった線引き部分に対してどういうふうに向臨むのかということでは、少し難しさというのは変わってくるかなと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

私も個人事業税は余り詳しく知らないのですが、吉村委員が今、言われたとおり住民税部分と事業部分とうまく切り分けることは実務上、困難ではないのでしょうか。個人の所得の部分と事業に伴う所得を切り分けて課税しているということなのでしょうか。

【吉村委員】 ではなくて上乗せということです。この事業に該当したものに関しては、その事業から生じた所得については個人事業税が乗っかってくるということになりますので、個人住民税で普通に所得に対応する税金を払いますし、そのうち、ここで掲げられた事業に起因するものに関しては、また個人事業税が乗っている。

【諸富小委員長】 これは裁判というのはひょっとすると納税者が二重に課税されているという。

【吉村委員】 地裁レベルの判決なのですが、給与所得者は当然、住民税しか払っておりませんので、なぜ我々は住民税に加えて個人事業税まで負担しなければならないのだということで争って、もちろんそんなものは上まで争うつもりはなくて下級審で終わるので、そういった争いが過去にはあったということです。

【諸富小委員長】 結局その判例というのは、ある種の応益課税として別物なのだとということで、二重課税に当たらないという。

【吉村委員】 そうですね。下級審ですのでそれほど重みはないのですが、従来どおり行政的にはそのように捉えていると思うのですが、性格が違うということです。住民としての負担の個人住民税と事業を遂行していることに対する負担というのは違うんだということで、一応の説明はされたということです。

【諸富小委員長】 石田委員、よろしくお願ひします。

【石田委員】 事業税の基礎控除の、事業主控除の年290万というのは、何年もこれでしたか。この290万は変わらないような気がするのです。この金額になったのが何年だったか覚えていないのですが、それから例えばこの事業の区分も経済取引が違ってきているのに変わっていない。資料の最後のページに標準産業分類にソフトウェア業とかありますけれども、事業税は課税されていませんね。そういう方たちのソフトウェアとか情報関係の仕事は高所得であっても事業税が課税されていない。

それから、自分が士業なので気がついたのですが、第3種業種の中の計理士業で、計理士の制度というのは今、公認会計士法ができて公認会計士にかわっているけど見直しがされていないということなのです。だからやはりこの辺も本当に第1種、第2種、第3種でいいのかどうか。第1種とか第3種とか言えないぐらいいろいろと事業の範囲というのは多種にわたっているから、こういう区分が果たしていいか、法人課税のように事業所得が幾らだったらかけるというほうが単純でいいのかと思ったりします。これは個人的な意見です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。関口委員、どうぞ。

【関口委員】 個人事業税も法人事業税と同じスタンスをとるとすると、事業活動の実態をあらわす課税ベー

スは何かというところから入ると思うのです。その観点で今の事業所得というものが、活動の規模を適切にあらわしているかどうかというものが出発点としてはあり得る。例えばシャープ勧告は、事業活動の規模を付加価値で捉えて、別に法人に限った話ではなくて、個人のほうもそういうスタンスで書いています。ただし、農業等については、特例扱いをしています。ですので、そもそも業種をどうするかという話もあるのですけれども、どのような議論を進めるかという観点では、パンドラの箱をあけることにはなるかもしれませんが、事業活動の規模をあらわす課税ベースとは何かというところが出発点になるのです。

2つ目は、先ほどの社会保険料のところでは私は事業主の話をしたのですが、事業所得の中で労働所得系のものといわゆる資本所得系のもが入る。そうすると、先ほどの各社会保険制度の内部を一本化して所得比例で捉えればいいではないかというふうに言ったときには、その区分をどうするかというのが問題として出てくる。事業所得は、混合所得なわけです。そうすると、その区分けをもしするのであれば、ある意味、ざっくりとやらなければいけない部分があって、これは社会保険料のほうの話でもありますが、自営業の事業所得への課税と社会保険料とが関連をしていく。つまり、個人事業税は事業所得への課税に関連していろいろな論点が入り込んでいく税であって、そうであるがゆえにこれまで余り触れてこなかった、あるいは、議論が進めにくかった部分なのではないかと個人的には思っています。

【諸富小委員長】 大変示唆に富むお話で、これに触れると根本問題から議論しなければいけなくなるかもしれないということで、では加藤部長、お願いします。

【加藤総務部長】 事業主控除について御質問がございました。実は昭和51、52年ぐらいまでは毎年のように物価水準、経済成長もありましたので引き上げられておりました、52年が220万でした。その後、かなり間隔を置きまして60年に240万円、平成5年に270万円、平成11年に現在の290万円に変わっております。その後はそれほど経済成長が大きく進んでいないということで、引上げは課税対象人数が大幅にふえないようにということで、零細規模の事業主に対しては、個人事業税は課税しないようにという趣旨で引き上げられてきたものと考えております。

結果として所得が課税標準になっているものですから、住民税とどこが違うんだという話になるのは法人も同じなのですが、関口先生がおっしゃるように、そもそも事業に対して課税をすることから言ったときに、活動の規模をはかる指標として所得が一番わかりやすかったということだろうと思っています。

沿革のところであると思うのですが、明治の初年で営業税というものがあったわけですが、ある意味、免許税のような考え方もありましたし、戦後の改正でも事業を行っている以上は通常の農業、小作をしている人やサラリーマンよりは行政サービスをその分、受けているだろうという恐らく考え方でつくられてきたのが現在に至っていることなのではないかと思えます。

明治の初年というのはまだ一般的な所得税がなかった時代でありまして、地租だったわけでありまして、地租が資産課税なのか所得課税なのかというのは置くとしても、いわゆる地主に対して課税をし、営業者に対しては規模は小さいけれども、営業税を課すというようなことで、それが現在につながっていると認識しております。

【諸富小委員長】 非常によくわかりました。

では吉村委員、お願いします。

【吉村委員】 今、歴史の話がありましたけれども、昭和23年はある意味、1つは事業を対象にするという話がありましたが、事業税を原則として確立したというところでもエポックメイキングで、その前身の営業税の時代は例えば町の中心からの距離とか、あるいはそこで働いている仲居さんの数とか、そういったより違う指標で税額を決めていたという時代もあります。そこから事業税に徐々に近づいていって、先ほど事業の規模をどういうふうに捕まえるかということがありますけれども、そういう意味で昭和の戦後の段階では事業税、所得課税という形で一旦整理されたということだったのだと理解しております。

【諸富小委員長】 とすると、もともときょう御用意いただいた資料としては、対象業種の古さというか、現代に合わないという問題意識が強く出た資料だったのですけれども、委員の皆様方の意見を聞いていて、そもそも課税ベースとして事業の活動規模というものをなお所得でいいのか、という問題、今の吉村委員の御発言でだんだん純益ベースに切りかわっていった。昔はもっとある種の外形標準的なものだったということをお教えいただいたのですけれども、どうなのでしょうね。都税調としてこの議論を根本から蒸し返してもあれかもしれない。

【池上会長】 そこに踏み込むと大変大きな問題になるということは私も認識しております。恐らく個人事業税の問題を大きく取り上げた答申というのは、私は余り見たことがないので、問題提起の意味ではあるのかと思います。ただ、具体的にどうしてこうということよりも、どうも事務局から伺っている話では、問題はどの業種がどういう課税対象になるのか、あるいは第1種、第2種、第3種どれに当たるのか、あるいは当てはまらないのか、そのこの区分が問題になっているということのようです。そこが1つ論点としてあるのだらうと思います。

ついでに申し上げますと、今いただいた資料の6ページに最近の課題が出ているわけですが、私が個人的におもしろいなと思ったのは、一番下の都道府県で判断が異なるケースがあるということです。具体的にそういうものは今ここで挙げられますか。例えば東京都では課税しているけれども、ある県では課税していないとか、そういうものがあると多分、裁判になるのではないかと思うのですが、そのようになっているものはあるのですか。

【北村課税指導課長】 課税部で個人事業税を所管しております課税指導課長の北村と申します。

以前に各県で業種によって取扱いが違うということで、さまざまな県から照会がございまして、その中から幾つかお話をしてみたいと思います。例えば資料の6ページにございますシステムエンジニア、これが各県でどうなっているかということで、10年近く前になりますが、各県の状況がまとまっているものがございます。東京都の場合はシステムエンジニアですとかプログラマーといったところも、確定申告の内容を十分見させていただいてからの判断となりますけれども、いわゆる自由業、第3種の範疇に属していると考えられるけれども、対象業種が法定されていないということで対象外としているという回答をしております。

例えば、ある県では請負業ということで課税をしています。判断の理由ですけれども、顧客の依頼に基づき、その仕事の完成に対し報酬を受けていることから、請負業と認定しているということで、ただし、事業形態については確認を行うということで、資本的経営がされているか、事業の独立性があるかないかといったところで個別に判断をしているところがございます。

システムエンジニアですとかプログラマーについては、課税をしている団体が36団体と課税のほうが多くなっておりまして、対象外としている団体は11団体となっております。

1つの例ですけれども、御紹介させていただきました。

【池上会長】 ありがとうございます。

恐らくそういう実態があつて、それが社会問題になっているかどうかわからないのですけれども、余りそういう話は私は伺っていないのですが、それを課税自主権と言っていいのか、裁量権というか解釈権と言うのかよくわかりません。つまり現行の地方税法のもとでも、そういう裁量のようなところがあるという実態がわかること自体、非常に興味深いなと伺っておりました。

【諸富小委員長】 確認ですけれども、請負業というのはこの法定業種の中に入っているのですか。

【北村課税指導課長】 第1種の真ん中あたりです。

【諸富小委員長】 なるほど。ということは何かうまくやれば、どこかに呼び込んでいくことは可能なわけなのでしょうか。かなり都道府県の裁量で。

【北村課税指導課長】 各県で取扱いが違うということで御紹介をさせていただきましたが、基本的に確定申告を行われた方について確定申告書や決算書の資料を入手いたしまして、それに基づいて課税資料ということで

判断するようになっておりまして、確定申告の中で決算書等を確認させていただいて、まず事業所得として計上されているか、ですとか、どのような経費を経費として計上しているか、といったような、その方その方の事業の実態を確認させていただいて、その上で第何種事業に当たるのか、法定業種のどれに当たるのかということをご個別に判断していくというような格好になっておりまして、先ほどもシステムエンジニアの例を申し上げましたけれども、システムエンジニアという業種だけで判断はなかなかできないというの、今、行っている課税事務の実態でございます。

【諸富小委員長】 では石田委員、お願いします。

【石田委員】 先ほどの事業主の控除の件はありがとうございました。

それから、今の話でちょっとお聞きしたいのですけれども、確定申告書で事業所得のところが2つ、雑所得にその他がありますね。多分ここに出ているエンジニアなんかの方で給与所得もあって、そのほかの所得があると雑所得に書く方が多分いらっしゃると思うのです。そうすると雑所得のところに書いて明細書をつけないで出すと、そういう判断が困るという説明ともまた違うのですか。

【北村課税指導課長】 必ずしも確定申告に出されている書類だけで判断できないことも石田先生おっしゃるとおりございまして、そういった方々については例えばお尋ねといった形で文書を出させていただきまして、どのような形態で事業をされているのかといったようなことをお伺いして、確認の上、課税となるかどうかということでご判断をさせていただくような取扱いになっております。

【石田委員】 今、接骨院とかそういうものがはやっていまして、保険のできる部分と自由診療があって、非課税のところに書いてあるにも関わらず、保険とその他の自由診療と雑収入の内訳をもう一回書いてくださいというお尋ねが来るのは、そういう意味でなのですか。

【加藤総務部長】 事業税の場合、社会保険診療に係る所得は非課税になっていますので、そういうお尋ねをすることはあるかと思えます。もし都税事務所からであれば、そういった話でございます。

【石田委員】 申告書に書いておいても、非課税所得と書いてあるけれども、また来るのですよ。

【加藤総務部長】 そこが明確であればいいと思うのですけれども、明確でない場合にはお尋ねをすることだと思います。特に接骨院の場合、社会保険でやっておきながら、実はだめでしたということもありますし、最終的にいろいろあるかと思うのです。こちらとしては金額にもよると思うのです。基本的には事業所得、不動産所得が中心で、雑所得が高額でなければ、合計が高額でなければそもそも対象外ですから、そこでまずフルにかけております。

それから、先ほどの請負業なのですからけれども、基本的には大工さんを想定していただいて、請負業というのは材料も提供し、完成品をお渡しする。その材料費と賃金相当分を含めて、手間賃を含めてお金をいただくというのが請負業なので、そもそもプログラマーだとかシステムエンジニアというものが材料を提供しているかどうかというところが、かなり微妙なかなと思えます。

【諸富小委員長】 そういうことですね。ですから読み込んでいくのは結構無理を重ねる可能性があるということですね。だから正攻法としては地方税法を改正しないと何種というのは変えられないですね。ただ、これ自体が都税調としても初めてですか。個人事業税。ですのでこういう問題が起きているということ自体が多分、我々税調をやっている人間の間でも初めて知った次第なので、都税調としてしっかり取り上げて、すぐにどうこうというのは難しいかもしれませんが、限定列举であることの問題点や、そもそも関口委員から御指摘のあったように課税ベースを所得でやるのが、この税としていいのかどうか。法人税における配当と利潤の関係と同じ問題がここでも生じますので、二重課税という批判は常に起きてくる可能性もありますので、本来的な事業活動規模をあらわす別の何らかの指標というものを考えるべきではないかとか、いろいろ問題提起をしていくべきではないかと思えます。知事会とかの提案も結局、見直しなど抜本的に検討と書いてあるのですけれども、対案は

あるのですか。下案みたいなものを考えていらっしゃるのですか。

【加藤総務部長】 一番わかりやすいのは事業の列挙をやめて、事業所得、不動産所得に全部かけてしまうというのがわかりやすいです。ただ、これは明らかに増税になりますので、今までかかっている方についてはなかなか政府としては打ち出しにくいところがあるのだらうなと感じております。

【諸富小委員長】 ではどうするのかということ、こういった提案を読みますと思うので、書きにくいのはわかりますが、当然そういう形で限定列挙をやめるという方法があるのではないかみたいなことはあり得るのですか。

【池上会長】 議論次第だと思います。

【諸富小委員長】 そのようなことが1つ論点です。

そろそろ時間もまいりましたので、議論はこのあたりで終わりたいと思いますけれども、そういう問題があるということで、限定列挙を見直す。つまり原則あらゆる範囲の個人事業というのは本来、課税されるべきだという考え方に原則は変わるべきだと。場合によっては課税としてふさわしくないものを逆に外すというスタイルに切りかえていくべきだみたいな考え方も提案としてはあり得るかなと思いますが、きょうは残念ながら議論を尽くすことができませんので、きょうはこのあたりで、また答申案を議論していくプロセスの中で再度、議論できればと思います。

そうしましたら、残り時間が少なくなってきたのですが、報告に移りたいと思います。まずは分科会報告になりますでしょうか。

初めに、環境関連税制に関する分科会に関して、吉村分科会長より報告がありますので、よろしく願いいたします。

【吉村委員】 資料8に基づきまして、環境関連税制に関する分科会からの報告をさせていただきます。

環境関連税制に関する分科会では、1ページのほうで検討の経過と構成員をお示ししておりますけれども、小林委員、諸富委員と私とで検討しまして、今年度、地球温暖化対策のための税に関する調査を実施することといたしました。そこで概要についてこちらで御報告させていただきます。

2ページをごらんいただきまして、こちらで調査の目的をお示ししています。環境関連税制の分野におきましては、平成24年度に温対税が創設されまして、昨年度、最終税率への引上げが完了したところであります。今後この制度をどうしていくかということで、制度の評価、見直しというものが本格化していくこととなります。また、皆様御案内のとおり、環境省におきまして先日、カーボンプライシングの活用のあり方に関する検討会が発足しまして、そのカーボンプライシングの活用に関する論点を整理するという段階になっています。

このような背景を踏まえまして、温対税のこれからを検討するための基礎となります調査分析を行うことといたしました。

3ページで調査のポイントをお示ししております。今回の調査のポイントは4点でございます。

まず1点目としまして、今後、我が国がさらなる温対税の税率の引上げ、または本格的な炭素税の導入を行うに際して、社会的なコンセンサスを得るためにどのような手法を用いるべきかということ調査していくということとあります。諸外国ではコンセンサス形成のプロセスとしてどのようなものがあつたのか、また、いかなるパッケージのもとで炭素税が導入されたのかといったこと、国民や産業界に対する政策としてどのようなものが手当てされたのかといったことを調査分析いたしたいと思っております。

2点目としては、国内経済への影響、特に実質的な負担を議論するという際には明示的なカーボンプライシングだけではありませんで、既存のエネルギー税を含めた検討が重要になっています。そこで炭素税と排出量取引に加えまして、既存のエネルギー税を含めた実効炭素価格といったものを調査していくことを考えております。

3点目としまして、国と地方の役割分担のあり方について調査をするということとあります。この際、サブナ

ショナル、国家、中央政府以外のレベルで炭素税を導入している例としましては、カナダのブリティッシュコロンビア州やアルバータ州といったところが炭素税の導入または導入の前段階になっておりますので、こういった例を調査いたしまして、特にカナダの場合ですと政権交代後に連邦政府がイニシアチブをとる形で全州的な炭素税の導入という方向で強く動き出しておりますので、そういったもちろんカナダを含めまして、州政府と連邦政府との間における調整や協議といったものの経緯、税収配分等についての調査といったことをしていきたいということでもあります。

4点目としましては、温対税または本格的な炭素税というものが導入されることになりましたら、温室効果ガス削減効果を最大化していくためにどういったあり方、これは課税だけではなくて、税収の使い道も含めて温室効果ガスの削減効果の最大化をどのように図っていくのかといったことで考察、分析を行っていくということで考えております。

5ページをごらんください。海外調査を行うということで、対象国としましては海外3カ国、そして日本ということで、4カ国についての調査を行うことになってございます。先ほど申し上げましたようにカナダの場合ですと中央政府以外のレベルで炭素税を導入しているということで、また最近動きがあったということで非常に貴重な例になるのではないかと考えております。

6ページが今後のスケジュールということでありまして、調査結果につきましては、来年の都税調の議論に活用すると伺っておりますので、それを前提に今後スケジュールを進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

続きまして、平成28年度に実施した委託調査について、事務局から報告をお願いいたします。

【波戸税制調査課長】 資料9をごらんください。昨年度、税への理解を深める取組ということに関しまして調査を行いましたので、結果を御報告させていただきます。

本調査は、租税教育、税務広報についての国際比較調査となっております。調査対象国は日本及びアメリカ、スウェーデン、ドイツ、オーストラリアとなっております。また、本調査の視点なのですが、日本はOECD諸国の中でも税を納めなければいけないというコンプライアンス意識で見ると、非常に高い水準にある一方で本当に納得して納めているのかという点では、まだまだそうでもないというところから出発をいたしまして、本調査では納得感の醸成というところに焦点を当てた調査を行っております。

また、日本では小中学生を中心とした租税教育を盛んに行っておりますが、税の理解を得る上では社会人となる一歩手前の高校生、大学生等々へのアプローチも重要だということで、そのあたりを重点的に調査しております。

それでは、各国の調査結果の概要から簡単に御説明をさせていただきます。

16ページをお開きください。こちらは日本の租税教育の様子です。日本の特徴としては、複数の省庁また関係団体が連携して租税教育を行っている点が挙げられます。また、学校教育のほか、税務部門の職員が出前授業を行っているというのが日本の1つの特徴となっております。

19ページ、アメリカになっております。アメリカは金融教育の一環で、経済や数学等の科目で税に関する内容を教えているというのが1つ特徴として挙げられます。

20ページをお開きください。こちらは図書館やスーパーマーケットでボランティアが低所得者層の方を対象として、税の確定申告の支援を行っている写真を載せております。これらのボランティアは内国歳入庁が主に退職者の方を育成する形で、一人一人の方へのサポートができる体制を整えているというのが特徴となっております。

21ページをお開きください。こちらはニューヨーク州のウェブサイトになります。統計情報が非常に充実し

ておりまして、税金の使途、歳入の状況がわかりやすく公表されております。

23ページをごらんください。ここからはスウェーデンとなります。租税教育につきましては、確定申告に関する実践的な学習教材を使った授業を行っております。

また、1枚おめくりいただきまして24ページ、こちらはスウェーデンの税務署の様子です。非常に電子化が進んでいる様子というのがわかります。

26ページをお開きください。こちらはドイツのページになっております。ドイツにつきましても税務職員が学校に出向いて授業を行っている点、また、カリキュラムの内容が非常に日本と共通点があるということが、この調査でわかっております。

30ページをお開きください。オーストラリアではICTを活用した税務広報を行っている点が特徴として挙げられております。日本で言うマイナポータルが非常に普及しておりまして、どれだけ自分が税金を払っているのか、また、どれだけ税の還元を受けているのかを見ることができます。

31ページをごらんください。こちらオーストラリアの取組になりますが、個人所得税の納付額に応じて、支出内訳ごとに幾ら自分の税金が使われたかということを出力したタックスレシートというものが提供されております。

最後に考察について御説明をさせていただきます。37ページをお開きください。まず租税・財政教育につきましては、生徒が税に対する理解と納得感を高められるようにするためには、税についてできる限り実感を持って学習できるような工夫をすることが効果的であるとしております。その方策として2点掲げてございますが、1つは主権者教育との連携、もう一つが個人の経済活動に結びつけた学習の視点が重要であるとしています。

38ページをお開きください。税務広報につきましては4点掲げております。1つは、ライフステージに合わせて対象者を明確にした広報活動が必要だということ。もう一つは、ニューヨークのオープンバジェットを見ていただきましたが、透明性の高い情報公開の実施というものが鍵になるということ。そして3つ目、納税者向けにパーソナライズされた情報の提供を可能とするICTの活用が有効であるということ。4つ目、広報活動のPDCAサイクルの実施が重要であるということをお今回の調査から得ております。

また、今回の本調査の結果の全文につきましては、本日のお手元の右上に冊子として配付させていただいております。また、本委員会終了後はウェブ上でもこの結果について公表させていただきます。

説明は以上になります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事はこれで終了させていただきます。

皆さん、お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。これもちまして第1回の小委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —